秋の火災予防運動

～消えるまでゆっくり火の元にらめっ子～

11月9日から15日までの7日間、秋季全国火災予防運動が行われます。

昨年、住宅火災による全国の死者数は1、148人で、このうち684人が65歳以上の高齢者で、全体の約60％を占めています。

逃げ遅れによる死者の発生を防ぐため、既に昨年の6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、管内の設置率は低い状態です。

まだ設置していない住宅については、早急に設置するようお願いします。また、悪質な訪問販売には十分注意しましょう。

防火ポスターの入賞作品

深谷市消防本部と深谷市危険物安全協会の主催で、深谷市・寄居町の小学生を対象に、防火ポスターの作品を募集したところ、677点の優れた作品が寄せられました。

審査の結果、寄居町からは次の方が入賞されました。

（敬称略）

特選
伊東桃子　桜沢小4年

入選
渡邉英寿　寄居小5年
引間由佳　寄居小6年
栗原尚揮　桜沢小5年
中島悠登　桜沢小6年
磯谷浩貴　桜沢小5年
石澤　潤　桜沢小6年
石﨑利樹　用土小4年
池田結奈　用土小6年
岡本真奈　用土小6年
新井綾乃　男衾小5年

これらの作品は、11月14日（土）・15日（日）の2日間、寄居町産業文化祭で展示されます。

問い合わせ／深谷市消防本部予防課（☎571・0913）へ。

年金あれこれ

来年1月1日「日本年金機構（にっぽん）」がスタート！

～社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします～

国民の皆さんの信頼に応えるため、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人事を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

○現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地の変更はありません。

○日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただくことになりますが、皆さんに何らかの手続きをしていただくことは一切ありませんので、ご安心ください。

○日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うことになりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。

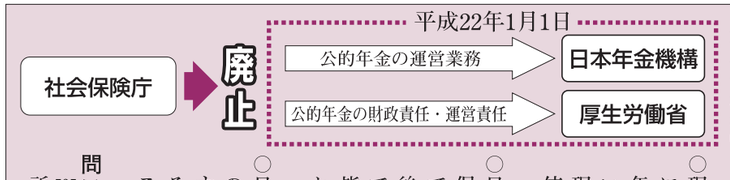

問い合わせ／国民年金電話相談センター（☎525・1844）、または熊谷社会保険事務所（☎522・5158）へ。

寄居町国民健康保険の出産育児一時金が変わりました！

町の国民健康保険に加入している方が出産されると、申請に基づき38万円（もしくは35万円）の出産育児一時金を支給していましたが、10月1日以降に出産された方については、次のとおり「支給額」と「支払方法」が変わりました。

なお、この措置は、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産を対象とするものです。

①支給額が変わりました！

4万円引き上げ、原則42万円になりました。

※産科医療補償制度に加入する病院などで出産した場合に限ります。それ以外の場合は、39万円です。

②直接支払制度が導入されました！

原則として、町の国民健康保険から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みに変わりました。このため、費用を事前に用意して退院時に病院などへ支払う必要がなくなりました。

※出産費用が支給額を超える場合は、その差額分は退院時に病院などにお支払いいただきます。また支給額未満の場合は、その差額分を町の国民健康保険に請求してください。

※出産育児一時金が町の国民健康保険から病院などへ直接支払われることを希望しない場合は、出産後に町の国民健康保険から受け取ることもできます。ただし、この場合、出産費用を退院時に病院などへご自身でお支払いいただくことになります。

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線107）へ。

熊谷保健所寄居分室廃止のお知らせ

平成22年4月1日に、保健所の効率的な運営および機能強化を図るため、県内の保健所が再編されます。再編にあたっては、事務の見直しなどを行い、サービスの低下を招かないよう準備を進めます。

この再編で、寄居町を担当する熊谷保健所寄居分室は、平成22年3月末日で廃止となり、4月1日からは熊谷保健所（熊谷市末広3-9-1）で業務を行います。

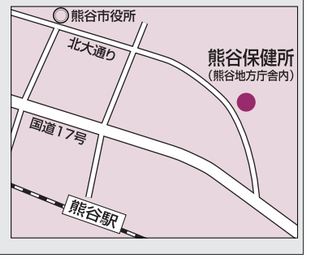

問い合わせ／熊谷保健所（☎523・2813）、または県保健医療部保健医療政策課（☎048・830・3521）へ。

インターネット公売を開始します！

参加申込受付期間	11月17日（火）～30日（月）
公売（入札）期間	12月 4日（金）～ 7日（月）

町では、税の滞納処分として差し押さえた動産等を、インターネット公売により売却します。この公売は、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムを利用して行うもので、参加資格を満たせばどなたでも参加することができます。

公売方法／インターネットを使用して行う期間せり売り

公売物件／自動車、タンス など

代金納付期限／12月14日（月）※代金納付確認後、売却決定となります。

参加資格／20歳以上の方であればどなたでも参加できますが、公売物件ごとに指定した「公売保証金」を納付していただくことが条件となります。

参加申込方法等／インターネット公売に参加される方は、事前に申し込みが必要です。11月30日（月）までに、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム（http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/sai_yorii_town）からお申し込みください。

※この公売に参加するためには、あらかじめ「Yahoo! JAPAN ID」を取得（無料）する必要があります。

その他／公売物件の詳細や申込方法などは、町公式ホームページ（http://www.town.yorii.saitama.jp/）またはYahoo! JAPAN「官公庁オークション」（http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/）で確認できます。

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線158）へ。

公売豆知識

公売

町税などを滞納すると、町は、滞納処分として財産の差し押さえを実施します。差し押さえた財産は、そのままでは滞納町税に充当することができないため、売却して現金化し、税金に充てます。この売却のことを公売といいます。

インターネット公売

全国から広く買受者を募り、差し押さえた財産を、より有利な金額で売却するため、インターネットを利用して売却する方法です。

公売保証金

公売参加者からお預かりする金銭のことです。落札された場合には、公売保証金を買受代金の一部に充当しますが、落札者以外の方には返金します。